狭山市議会災害対応指針

令和2年6月22日議長決裁

【1】対応の基本方針

基本姿勢

狭山市議会は、狭山市全域に大規模災害等*が発生した場合、以下の基本姿勢に立って取り組みを行うものとする。

- 1 市民の生命、財産の保護を第一に、執行部とともに災害対応に全力で専念し、応 急活動が迅速、円滑になされるよう最大限の協力、支援を行う。
- 2 国や県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を通じ、市の復旧、復興について 最大限の取り組みを行う。
- 3 災害時においては広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携し、当 市域のみならず、被災地域への支援を行う。

大規模災害等

- (1) 大規模災害:市の災害対策本部等が設置される規模の災害を想定
 - ①地 震 〇震度5弱以上
 - ○地震予知情報・警戒宣言発令(東海地震など)
 - ②風水害 〇特別警報発令
 - ○レベル4の避難勧告発令・避難指示発令
 - ③十砂災害〇十砂災害警戒情報発令
- (2) 大規模事故災害: 市緊急対処事態対策本部が設置される規模の事故を想定
 - ①新型インフルエンザなどの感染症
 - ②テロ事故による集団被害
- (3) 前記に類する事態であると議長が認める場合

基本方針

- 1 議会は災害時の状況に応じ、必要な連絡体制を取りながら、狭山市災害対策本部及び、現地災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- 2 災害時における議会の活動は議長を中心に行い、正副議長は議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
- 3 議員は地域の一員として市民の安全確保と応急対策に積極的に当たり、共助の取り組みの一翼を担う。
- 4 災害初期においては執行部が災害対応に専念できるよう、原則として、要望など については、議長を通じて行う。
- 5 議会は災害初期のみならず復旧、復興段階において広域的な視野に立ち、様々な 情報を収集し、対策を協議する。

議会・議員の役割

災害時においては、その災害の規模、種類、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に 行動することが求められる。本市議会では、災害対応指針に定めた、「基本姿勢・基本方針」に基づき議会及び議員の役割を遵守しつつ、対応を図るものとする。

1 議会の役割

議会は、大規模災害等が発生した非常時においても、議決・監視機能を停止することなく維持していくために、様々な災害の時機や程度を想定して対応体制を整えなければならない。また発災後の復旧・復興段階においては、住民代表機関としてその役割と責務を担うものである。

2 議員の役割

議員は、議会の機能を維持するための構成員としての根幹的な役割を十分に認識する中で、災害時にあっては、地域の一員として共助の活動に従事する役割を担うものと心得るべきである。とくに発災初期から議会の連絡体制を構築すること、市民及び自らの安全確保を第一に地域においては住民への情報伝達、地域の情報収集、被災した住民の救護や被害の復旧活動に当たることを役割とする。

大規模災害時の市との関係

災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機管理課をはじめとする行政の関係 課であり、議会及び議員の役割の範囲で災害に対応することが基本となる。特に災害 初期においては、行政の職員は災害情報の収集や応急対応業務などに奔走し混乱状態 にあることが予想されることから、これらの業務に専念できるよう、議会は行政の後 方支援的な役割を果たさなければならない。

一方で、議会の役割を的確に実行するには、正確な情報を収集しチェックを行うことが必要であるため、議会と市はそれぞれの役割を踏まえて災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整える必要がある。

なお、災害対策本部等には議長の指示を受けて議会事務局長が出席し、協力・連携体制の橋渡し役を務める。また議長は災害対策本部長と相談の上、必要に応じて出席する。

【2】災害発生時の対応

- 1 議会の対応
- (1) 初動期(発災から概ね24時間)
 - ア 議員が登庁しているときの対応
 - (ア) 本会議又は委員会が開議中の場合、議長又は委員長は、直ちに休憩又は散会を宣言する。
 - (イ) 自身の安全を確保し、状況を確認し避難誘導に従い避難する。
 - (ウ) 議員は状況及び今後の対応に応じて適宜退庁する。
 - (エ)議会事務局は災害・被害状況の把握に努め、議長に報告し、指示を受ける とともに、議員に対し安否確認のためのメール配信等やサイボウズ(災害掲 示板)の立ち上げを行い、必要な連絡体制を構築する。
 - イ 議員が登庁していないときの対応
 - (ア)議会事務局は、議長及び副議長に対し、被害及び市の対応状況を報告する。
 - (イ)議長及び副議長は登庁して議会事務局からの報告を踏まえ、または自らの 判断により初動対応*を確立する。

初動対応*とは連絡体制と情報の共有体制を構築することである。

- (ウ) 議長は、議員と事務局職員の安否を確認する。
- (エ)議会事務局は、議員に対し安否確認のためのメール配信等を実施する。 また、サイボウズ(災害用掲示板)の立ち上げを行い、必要な連絡体制を 構築する。

(2) 初動期経過後*

初動期経過後*とは、市の決定内容の発信や対応策を実行する段階に入った頃をいう。

- ア 議会事務局は、サイボウズ(災害用掲示板)を運用・管理し議員からの被災 状況の情報を収集、整理して正副議長に報告する。
- イ 議長は、議会事務局から報告を踏まえ、必要と判断した被災情報等について は、議会事務局長に指示し災害対策本部等へ提供する。
- ウ 議長は、災害対策本部からの災害情報や対応状況などの情報を議会事務局長 から報告を受けたら速やかに議員に対し提供する。
- エ 議長及び副議長は、ウの報告を踏まえて必要な場合は、(仮称) 災害対策会議 (会派代表者及び議長が必要と認めた議員) の開催を求め議員を招集する。
- (3) 災害復旧時*

災害復旧時*とは、通常の議会・議員活動へ移行する頃をいう。

- ア 議長は、市内における様々な情報を収集し、議会において対応策を協議し、 その協議結果を市へ要請する。
- イ 議長は、広域的な視野に立ち被災地域への支援をするため、近隣等の関係自 治体の議会と連携を図る。
- ウ 議長は、国・県及び関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。

2 議員の対応

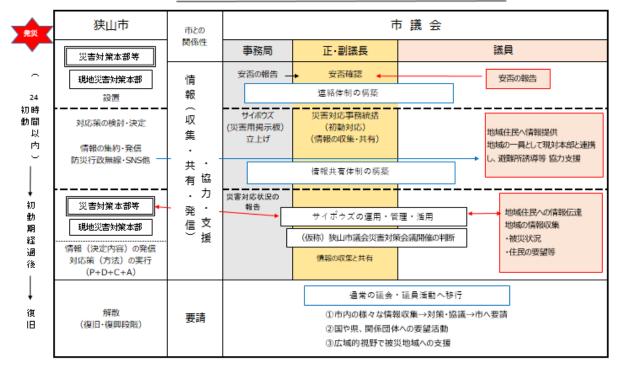
- (1) 初動期(発災から概ね24時間)の行動基準
 - ア 電話、メール、サイボウズ(災害用掲示板)等を活用して安否を報告する。
 - イ 市のSNS及び議会事務局からの連絡で得た災害情報や市の対応状況などを 地域住民に情報伝達する。
 - ウ 地域の一員として住民の安全確保と応急体制に積極的にあたり、共助の取り 組みが円滑に行われるよう協力する。
- (2) 初動期経過後における行動基準
 - ア 地域における被害状況や地域住民の要望等の情報収集に努め、サイボウズの (災害用掲示板)等を活用して議会事務局に情報を提供する。
 - イ 原則として、災害対策本部等をはじめ関係課へは直接連絡を入れないこと。
 - ウ 地域の一員として共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- (3) 災害復旧時

上記の「1 議会の対応」の(3)災害復旧時*と同様である。

【3】その他

- 1 議長が不在のときは下記の順により対応する。
 - ①副議長 ②議会運営委員会委員長 ③議会運営委員会副委員長
 - ④総務経済委員会委員長 ⑤総務経済委員会副委員長
- 2 議会事務局への連絡方法
 - ① 04-2953-1111 (内線 $3311\sim3313$)
 - $\bigcirc 0 \ 4 2 \ 9 \ 5 \ 5 2 \ 3 \ 9 \ 6 \ (FAX)$
 - ③ gikai@city.sayama.saitama.jp
- 3 災害対応指針を変更すべき事由が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮問し 協議を行い、適宜見直しを実施する。

大規模災害等(大震災等)発生時の行動フロー



【今後の検討課題】

- (1)本会議等開催中の避難方法等については、そのためのマニュアルを別途作成し、防災および避難訓練を定期的に実施する。
- (2) 議員の行動基準等のポイントを明記した「災害マニュアルブック」を常時携帯するよう、周知徹底していく。
- (3) 停電や携帯電話の基地局が被災してサイボウズ等の使用が不可能になった時の対応について検討して必要な環境を整備する。
- (4) 災害対策本部が解散し、復旧・復興段階における議会・議員活動について必要となる組織体制や議員の行動基準などは別途、狭山市議会業務継続計画(「議会BCP」)(仮称)を策定するかどうか検討する。